

平成 31 年 4 月 18 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(B) (海外学術調査)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H05720

研究課題名(和文) EUの多次元的な福祉レジーム改革とシティズンシップの変容に関する研究

研究課題名(英文) A joint research on the reform of multi-level welfare regimes and the transformation of citizenship in the EU

研究代表者

中村 健吾 (NAKAMURA, KENGO)

大阪市立大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：70254373

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、EU加盟国での社会的包摂の制度を分析することにより、EUと加盟国政府と民間部門が織りなす「多次元的な福祉レジーム」の様相を明らかにした。同時に、EUとその加盟国における移民統合政策および庇護政策の推移を整理することによって、移民および難民が享受するにいたった新たなシティズンシップの質を解明することを試みた。

結論として、移民と難民にEU加盟国の市民に近い地位身分を保障しようとする取り組みが静かに進展していることが判明した。その一方で、アクティベーションへの参加を市民に義務づける政策の進展をとおり、「条件付きシティズンシップ」とも言うべきものが浸透している実態が明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、EU加盟国で進展している福祉レジーム改革と移民・難民受け入れ政策の推移を分析し、そこから規範的な結論を引き出すことを直接的な目的としている。それはしかし同時に、いまだ公式には移民政策を採用していないにもかかわらず、労働力不足を補う目的で「特定技能」資格を設けることで事実上の移民受入へ踏み込もうとしている日本政府の施策が将来において直面するであろう課題を浮き彫りにすることをも意図している。たとえもっぱら「労働力」としてのみ外国人を受け入れようとしても、人間を一定期間にわたって日本に定住させる以上、そこでは外国人が享受しうるシティズンシップのあり方が問われざるをえなくなるのである。

研究成果の概要(英文)：By analyzing the social inclusion system in the EU member states, this study has revealed the "multidimensional welfare regime" that the EU, its Member States and the private sector interweave. At the same time, by tracing the implementation process of migration and asylum policies in the EU and its member states, it tried to clarify the quality of new citizenship that immigrants and refugees have come to enjoy. As a conclusion, it has been found that efforts to secure immigrants and refugees close status to the citizens of the EU member states have been quietly progressing. On the other hand, it became clear that the fact that what should be called "conditional citizenship" is pervasive through the development of a policy that obliges citizens to participate in activation measures.

研究分野：社会学、社会思想史

キーワード：社会的排除・包摂 社会的連帯経済 シティズンシップ 移民・難民の統合

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究参加者 11 名のうちの 9 名は、研究代表者である中村健吾と福原宏幸が呼びかけて 2010 年に発足した「欧州福祉レジーム研究会」の会員である。同研究会は発足以来、1980 年代から長期失業などの社会問題を分析するためのキーワードとして EU で用いられるようになった「社会的排除」の実態を EU 加盟各国について調査するとともに、社会的排除に抗する社会的包摂政策と雇用政策の展開について研究を続けた。この共同研究は 2 冊の共著に結実した。1 冊目の『21 世紀のヨーロッパ福祉レジーム』(川の森書房、2012 年) は、雇用の「柔軟性 (flexibility) 」と「保障 (security) 」とを結合したオランダ生まれの造語である「フレキシキュティ (flexicurity) 」、ならびに雇用政策と社会的包摂政策の両方にまたがる「アクティベーション (活性化) 」といった、EU による近年の社会政策の基本概念に着目して、EU 加盟各国における福祉国家の異なる相貌を剔出した。2 冊目の『ユーロ危機と欧州福祉レジームの変容』(明石書店、2015 年) は、1 冊目では十分に射程に入れてはいなかったユーロ危機の影響を正面から取りあげ、ユーロ圏だけでなく EU 全域で強まる緊縮財政のもとでの福祉レジームの変容を論じている。これら 2 つの著作は、21 世紀における欧州福祉レジームの深刻な変化を統一した観点のもとで論じた作品として、日本語の類書には見られない個性をもつと、著者たちは自負している。

本研究は、以上のような共同研究の成果をふまえ、EU 加盟国における「社会的連帯経済」の広がりや移民・難民の統合政策をも射程に入れつつ、社会的排除・包摂の政策展開と福祉レジーム改革の行方を見極めようとするものである。

2. 研究の目的

本研究は、2 つの視点から欧州福祉レジームの新しい類型論の構築をめざす。1 つは、社会的連帯経済をふくむ民間ベースの多様な包摂システムの萌芽を分析し、方法的なエタティズムとナショナリズムを回避する「多次元的な福祉レジーム」というアプローチからの分析を深める。もう 1 つは、ポスト・ナショナルなシティズンシップをめぐる議論を活用しつつ、増加している移民・難民への統合政策を分析し、各国の福祉レジームの変容の行方を見極めようとするものである。結論として、『欧州 2020』戦略のもとで EU とその加盟国が取り組んでいる福祉レジーム改革の帰結・展望を明らかにする。

3. 研究の方法

本調査研究の実施にあたっては、研究代表者・分担者それぞれの課題を明確にしておいた。研究は、EU 加盟各国での現地ヒアリング調査を中心にすえたが、調査内容の打ち合わせや調査データの共有と分析のための定期研究会の開催、さらに外部の専門家をまじえた研究会の開催によって、研究の質の引き上げを図った。

また、現地のヒアリングにおいては、調査対象国の情報提供者の確保が重要となるが、研究代表者と各分担者は、本研究に先立って同様の調査の経験をすでに有しており、すでに現地の研究者や実務家とのあいだに協力関係を築いている。これらを生かすことで、より質の高い海外調査が可能となった。

4. 研究成果

本研究は、EU 加盟国での社会的包摂の政策と制度を分析することにより、EU と加盟国政府と民間部門が織りなす「多次元的な福祉レジーム」の様相を明らかにした。同時に、EU とその加盟国における移民統合政策および庇護政策の推移を整理することによって、移民および難民が享受するにいたった新たなシティズンシップの質を解明することを試みた。

結論として、多くの EU 加盟国において移民排斥を唱える政治勢力が台頭し、イギリスは EU からの離脱を試みようとしているにもかかわらず、EU の家族再結合指令 (2003 年) 、長期居住

者指令（2003年）ならびに欧州共通庇護制度の具体化により、移民と難民にEU加盟国の市民に近い地位身分を保障しようとする取り組みが静かに進展していることが判明した。その一方で、イギリス、デンマーク、ドイツなどを中心にしてアクティベーションへの参加を市民に義務づける政策が展開され、「条件付きシティズンシップ」とも言うべきものがEU市民のあいだにおいてすら浸透している実態が明らかになった。

本研究は、EU加盟国で進展している福祉レジーム改革と移民・難民受け入れ政策の推移を分析し、そこから規範的な結論を引き出すことを目的としている。それはしかし同時に、いまだ公式には移民政策を採用していないにもかかわらず、労働力不足を補う目的で「特定技能」資格を設けることで事実上の移民受入へ踏み込もうとしている日本政府の施策が将来において直面するであろう課題を浮き彫りにすることをも意図している。たとえもっぱら「労働力」としてのみ外国人を受け容れようとしても、人間を一定期間にわたって日本に定住させる以上、そこでは外国人が享受しうるシティズンシップのあり方が問われざるをえなくなるのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計23件)

中村 健吾、EUは越境する人の権利をどこまで認めているか？：EU市民、移民、難民の現状をふまえて、経済学雑誌、査読なし、119巻1号、2018年、41-80

http://dlisv03.media.osaka-cu.ac.jp/il/meta_pub/G0000438repository_04516281-119-1-41

柳原 剛司、ハンガリーにおける2018年国会議員選挙とオルバーン政権の経済政策、松山大学論集、査読なし、30巻4号、2018年、133-159

亀山 俊朗、なぜ「シティズンシップとその外部」を問うのか：特集によせて、福祉社会学研究、査読なし、14号、2017年、67-73

福原 宏幸、リスク集積地域における貧困・剥奪・不健康と社会的資源による共助的支援の展開、貧困研究、査読なし、16号、2016年、22-34

〔学会発表〕(計30件)

太田 美帆、EU政策のスウェーデン過疎地域の社会サービス提供に対する影響、第91回日本社会学会大会、2018年

土岐 智賀子、サードセクターの担い手たち：「Incrocio Quarenghi」と高学歴女性たちの活動から、イタリア学会第66回大会、2018年

Hirano,hiroya, Welfare Conditionality and Citizenship, International Conference on Welfare Conditionality, at York University, UK, 2018

廣瀬 真理子、オランダ研究からみた北欧福祉国家研究の意義、北ヨーロッパ学会、2017年

嶋内 健、教育へ橋を架ける若者支援：デンマークにおけるブリッジビルディングの取り組み、社会政策学会第135回大会、2017年

〔図書〕(計5件)

松原 仁美、晃洋書房、排除と包摂のフランス：支援付き雇用の意義と課題、2018年、234

嵯峨 嘉子、ドメス出版、ドイツにおける貧困の高まりと住宅問題（日本住宅会議編『進化する居住の危機：住宅白書2014-2016』、2016年、330-332（総ページ数は396）

〔産業財産権〕

出願状況（計0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：亀山 俊朗

ローマ字氏名：(KAMEYAMA, toshiro)

所属研究機関名：中京大学

部局名：現代社会学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：70507425

研究分担者氏名：平野 寛弥

ローマ字氏名：(HIRANO, hiroya)

所属研究機関名：目白大学

部局名：人間学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：20438112

研究分担者氏名：嵯峨 嘉子

ローマ字氏名：(SAGA, yoshiko)

所属研究機関名：大阪府立大学

部局名：地域保健学域

職名：准教授

研究者番号（8桁）：30340938

研究分担者氏名：松原 仁美

ローマ字氏名：(MATSUBARA, hitomi)

所属研究機関名：静岡大学

部局名：人文社会科学部

職名：准教授

研究者番号（8桁）：70736347

研究分担者氏名：福原 宏幸

ローマ字氏名：(FUKUHARA, hiroyuki)

所属研究機関名：大阪市立大学

部局名：大学院経済学研究科

職名：教授
研究者番号（8桁）：20202286

研究分担者氏名：廣瀬 真理子
ローマ字氏名：(HIROSE, mariko)
所属研究機関名：東海大学
部局名：教養学部

職名：教授
研究者番号（8桁）：50289948

研究分担者氏名：太田 美帆
ローマ字氏名：(OTA, miho)
所属研究機関名：静岡大学
部局名：農学部

職名：助教
研究者番号（8桁）：70755355

研究分担者氏名：嶋内 健
ローマ字氏名：(SHIMAUCHI, takeshi)
所属研究機関名：立命館大学
部局名：衣笠総合研究機構

職名：研究員
研究者番号（8桁）：70748590

研究分担者氏名：土岐 智賀子
ローマ字氏名：(DOKI, chikako)
所属研究機関名：兵庫県立大学
部局名：女性研究者支援室

職名：特任助教
研究者番号（8桁）：30709291

研究分担者氏名：柳原 剛司
ローマ字氏名：(YANAGIHARA, tsuyoshi)
所属研究機関名：松山大学
部局名：経済学部

職名：准教授
研究者番号（8桁）：40633251

(2)研究協力者
研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。